

ごみの分別の詳細については、ごみ分別ガイドブック・津市のホームページで確認してください。

津市ごみ分別  
ガイドブック



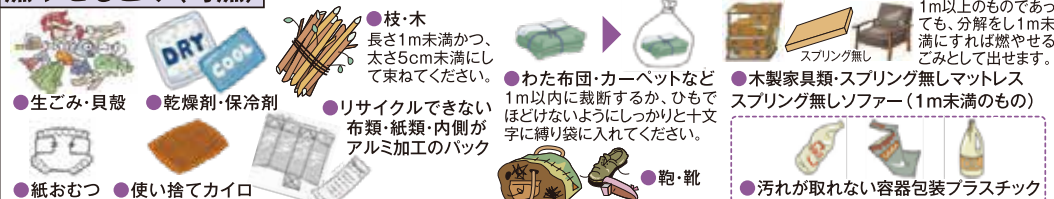
問い合わせ

一志地域のごみの分別・収集について  
一志総合支所 地域振興課  
☎059-293-3008

ごみ処理施設の利用・搬入について  
環境施設課  
☎059-237-0671

## 燃やせるごみ(可燃)

生ごみ等の水分を含んでいるものは、十分水分を切って出してください。



## 容器包装プラスチック(容プラ)

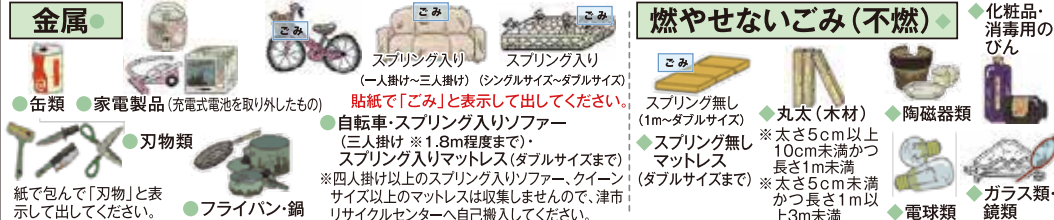


「プラスチック製容器包装マーク」がついているものが対象

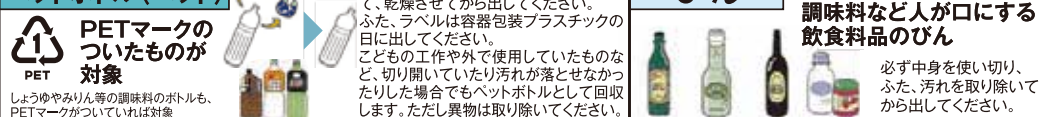


金属ごみと燃やせないごみを一括して同じ日に収集します。一括収集により、同じ袋に入れて出すことができます。

## 金属



## ペットボトル(ペット)



## その他プラスチック(他プラ)

プラスチック製容器包装マークがないものです。小さいものは透明または半透明の袋に入れて出してください。袋に入らない場合は、そのまま出してください。



## 新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、衣類・布類、飲料用紙パック(資源)

新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パックはひもで十文字に束ねて出してください。衣類・布類は洗って乾かし、透明または半透明の袋に入れて出してください。



## 危険ごみ(危険)

乾電池・充電式電池、スプレー缶・卓上カセットボンベ、蛍光灯、使い捨てライター、水銀式体温計はそれぞれに分別して透明または半透明の袋に入れて出してください。



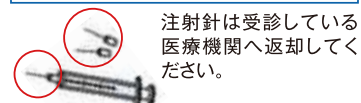
市では収集しないもの(市では処理できないもの)は、ごみ集積所へ出さないでください。

## 市では収集しないもの

### 処理困難物(市では処理できないもの)



### 注射針



注射針は受診している医療機関へ返却してください。

### 事業活動から出るごみ

事業系一般廃棄物については、事業者が自ら処理施設に搬入するか、市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を依頼してください。産業廃棄物については、県の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者に収集を依頼してください。

## 家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)のリサイクル

### 家電リサイクル法対象品目



### お問い合わせ先

家電リサイクル券センター  
☎0120-319640



家電リサイクル券センター



家電リサイクル法対象家電収集運搬業者

### 家電リサイクル法対象品の処分方法

- 方法① リサイクルする家電製品を購入した店か、買い替えをしようとする店に依頼する。
- 方法② 市の許可する収集運搬業者に依頼する。
- 方法③ 事前にメーカー、型番を控えた上で、郵便局で家電リサイクル券を購入し、指定引取場所に持ち込む。

### 市内の指定引取場所

株式会社タヤマ 津市高茶屋小森上野町1143番地  
☎059-234-8666

## パソコン・オートバイ・携帯電話・消火器のリサイクル

### 家庭系パソコンのリサイクル



#### 方法①

津市の施設に直接持ち込む  
市内エコ・ステーション、市役所本庁舎環境政策課窓口、各総合支所地域振興課窓口にて無償で回収をしています。

#### 方法②

メーカー等へ引き渡す  
平成15年10月1日以降に販売されたPCリサイクルマークがついているものは、リサイクル料金が購入時に支払われているため、新たな料金負担はありません。

**一般社団法人パソコン3R推進協会**  
ホームページには各メーカーの問い合わせ窓口やリサイクル料金が掲載されています。  
ホームページ: <https://www.pc3r.jp>  
☎03-5282-7685 受付時間: 午前10時～午後5時  
営業日は直接お問い合わせください。

### オートバイ(原動機付自転車を含む)のリサイクル



### 携帯電話のリサイクル

方法① 携帯電話・PHS・スマートフォンの本体、充電式電池、充電器等を市内エコ・ステーション、市役所本庁舎環境政策課窓口、各総合支所地域振興課窓口にて無償で回収をしています。

#### 方法②

「モバイル・リサイクル・ネットワーク」の専用ロゴマークのある販売店でも無償で回収をしています。専用ロゴマークのあるお近くの販売店に処理を依頼してください。

### 消火器のリサイクル

**一般社団法人日本消火器工業会**  
(消火器リサイクル推進センター) ☎03-5829-6773  
受付時間: 午前9時～正午、午後1時～午後5時(土曜日・日曜日・祝日・休日を除く)

これらのごみは  
施設への持ち込みもできません

販売店または専門の処理業者に処理を依頼してください。

※塗料(ペンキ)・シンナーは残塗料処理剤を使用し固めた場合、オイル類は少量であれば雑紙・雑布等にしみこませた場合、燃やせるごみの日に出すことができます。

ごみの分別の詳細については、ごみ分別ガイドブック・津市のホームページで確認してください。

ごみ分別ガイドブック



## ごみの自己搬入施設



引越しや大掃除等で、通常の家庭ごみの収集日に、ごみを一時集積所に出すことができない場合は、直接ごみ処理施設に持ち込むことができます。持ち込む際は、家庭ごみの分別方法に従って分別して搬入してください。  
※施設利用には使用料がかかる場合があります。

### 自己搬入に関するお問い合わせ

(3施設共通) 環境施設課 ☎059-237-0671

搬入できる日時  
月曜日～金曜日(祝日を含む)  
8:30～12:00 13:00～16:30  
※年末・年始の受入については、別途広報紙等でお知らせします。

## 施設へ持ち込めば処理できるもの

### 畳・ユニット畳

い草の畳の場合は、3分の1程度に切れば、西部クリーンセンターもしくは、クリーンセンターおおたかへ搬入することができます。発砲ポリスチレンが使用されている場合は、津市リサイクルセンターへ搬入してください。※個人で交換したものに限る。

### 石・砂・土

市内エコ・ステーション(西部クリーンセンターを除く)で石・砂・土の受け入れを行っています。  
1日に一度、土のう袋2袋以内【20kg以内】であれば、市内エコ・ステーションに持ち込むことができます。3袋以上【20kgを超える】を一度に捨てる場合は、津市リサイクルセンターへ持ち込んでください。(重量によって施設使用料がかかります。)

### 石膏ボード・断熱材

津市リサイクルセンターへ持ち込んでください。飛散防止のため、断熱材と分けたり、割れた石膏ボードは袋を二重にしてください。※個人で交換したものに限る。

### オイル処理箱(使用済み)

西部クリーンセンターもしくは、クリーンセンターおおたかへ持ち込んでください。

### 白(木製・石製)・金庫(耐火性)

津市リサイクルセンターへ持ち込んでください。※必ず鍵を開けて中身を空にしてください。

### 太さ10cm以上40cm未満の木

津市リサイクルセンターへ持ち込んでください。

### 1mを超える大型木製家具・スプリング無しソファ

津市リサイクルセンターへ持ち込んでください。

### フロンガスを含む製品(除湿機能付き空気清浄機など) ※冷蔵庫や冷凍庫など家電リサイクル法対象製品を除く

フロンガスを抜いたことがわかる証明書を持って、津市リサイクルセンターへ持ち込んでください。※フロンガスを含む製品には「冷媒ガス」や「フロンガス」、「R-134a」、「HFC-22」等の表示があります。確認ができない場合は、メーカー等へ問い合わせてください。※三重県ホームページより、フロンガスを抜くことができる業者を確認することができます。

## 在宅医療廃棄物(在宅医療に伴い家庭から排出される医療ごみ)



透明または半透明の袋に入れ、口をきつく結んで、密閉してください。  
袋に①または②と表示して燃やせるごみの日に出してください。

# エコ・ステーションへの自己搬入

エコ・ステーション



市では、「エコ・ステーション」を設け、古紙類や使用済み小型電子機器などの資源ごみを回収しています。

| エコ・ステーション                        | 搬入できる日時                                                                              | 受入品目                                                                     |
|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 明神リサイクルストックヤード<br>(久居明神町2108番地1) | 毎週水・土・日曜日 8:30~16:30<br>※12月29日~1月3日を除く                                              | 容ブラ・他ブラ・びん<br>①新聞・雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、ペットボトル、小型電子機器<br>②石・砂・土・危険ごみ |
| 芸濃エコ・ステーション<br>(芸濃町北神山1450番地)    | 毎週水・日曜日・12月29日・30日 9:00~16:30<br>(12月30日は12:00まで) ※12月31日~1月3日を除く                    | 金属(50cm角以内のもの)、自転車<br>①の品目 ②の品目                                          |
| 一志とこめエコ・ステーション<br>(一志町田尻345番地1)  | 毎週土・日曜日・12月29日・30日 9:00~16:30<br>(12月30日は12:00まで) ※12月31日~1月3日を除く                    | 羽毛製品(ダウン率が50%以上のもの)<br>①の品目                                              |
| 西部クリーンセンター<br>(片田田中町1304番地)      | 毎週月~金、日曜日・12月29日・30日<br>9:00~12:00、13:00~16:00 ※祝・休日、12月31日~1月3日を除く                  | ①の品目                                                                     |
| 河芸エコ・ステーション<br>(河芸町久知野392番地)     | 毎週火・木・土・日曜日・12月29日・30日 8:30~16:30<br>(12月30日は12:00まで) ※12月31日~1月3日を除く                | ①の品目 ②の品目                                                                |
| 香良洲エコ・ステーション<br>(香良洲町3958番地9)    | 毎週月・火・木~日曜日・12月29日・30日<br>7:30~12:00、13:30~16:45<br>(12月30日は12:00まで) ※12月31日~1月3日を除く | ①の品目 ②の品目                                                                |

市内エコ・ステーション(西部クリーンセンターを除く)で危険ごみ及び石・砂・土の受け入れを行います

## 石・砂・土の持ち込みについて

石・砂・土をエコ・ステーションへ持ち込む場合は、土のう袋に入れて、1日に一度、2袋以内[20kg以内]及び一人で持ち運べる大きさ・重さにしてください。一度に大量(土のう袋3袋以上[20kgを超える])に排出する場合は、津市リサイクルセンターへ搬入してください。(重量によっては、施設使用料がかかる場合があります。)

【使用済み小型電子機器】※充電式電池が取り外せない場合でも持ち込み可能です。

| エコ・ステーションに搬入できる小型電子機器                    |                                                  |       |                                           |
|------------------------------------------|--------------------------------------------------|-------|-------------------------------------------|
| 電話機器                                     | 電話機(固定電話、携帯電話、PHS、スマートフォン、タブレット型情報通信端末)、ファクシミリなど | 映像用機器 | デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ、DVD/BDプレイヤーなど          |
| ゲーム機                                     | 据え置き型、携帯型ゲーム機など                                  | カー用品  | ナビゲーション、チューナーなど                           |
| 音響機器                                     | ラジオ、MD/CDプレイヤーなど                                 | 付属品   | リモコン、ケーブル、充電器など                           |
| 補助記憶装置                                   | ハードディスク、USBメモリなど                                 | その他   | パソコン(モニター含む)、電子辞書、電子書籍端末、時計、電子血圧計、電子体温計など |
| 理容用機器                                    | ヘアドライヤー、電気カミシリなど                                 |       |                                           |
| 市役所本庁舎環境政策課及び各総合支所地域振興課窓口にも持ち込みできる小型電子機器 |                                                  |       |                                           |
| 電話機器                                     | 電話機(固定電話、携帯電話、PHS、スマートフォン、タブレット型情報通信端末)          | 映像用機器 | デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ                        |
| ゲーム機                                     | 据え置き型、携帯型ゲーム機                                    | その他   | パソコン(モニター含む)、電子辞書、電子書籍端末                  |

# 大型家具等のごみ出し支援制度

大型の家具等を地域のごみ一時集積所へ排出、または市ごみ処理施設へ直接搬入することが困難な世帯に対して、市職員が直接自宅まで無料で収集に伺います。

## 対象世帯

|            |            |                                        |             |
|------------|------------|----------------------------------------|-------------|
| 要支援<br>認定者 | 要介護<br>認定者 | 身体障害者・<br>療育・精神障害者<br>保健福祉手帳を<br>お持ちの方 | 75歳<br>以上の方 |
|------------|------------|----------------------------------------|-------------|

のみで構成される世帯

※上記以外の人と同居している場合や、施設などに入所し、空き家となっている場合、引っ越しなどに伴う片づけの場合は対象世帯にはなりません。  
※身近な人(親族、同居人)から支援が得られる場合は、まずそちらの方からの支援を優先してください。

## 対象品目



タンス、棚、鏡台、ベッド、マットレス、マッサージチェアなどの大型家具類  
※1辺の長さまたは直径が1m以上2m以下の大きさで、安全に収集・運搬が可能なもの

## 申し込みから収集・運搬までの流れ



※申込は1回につき3点まで、年度内に2回までにあります。

申し込み・問い合わせ先 津市環境部環境政策課  
(電話:059-229-3258 FAX:059-229-3354)  
各総合支所地域振興課

# 津市ごみ出しサポート収集事業

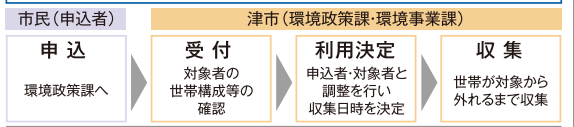
日常ごみを最寄りのごみ一時集積所へ排出することが困難な世帯に対して、市職員が直接自宅の前まで無料で収集に伺います。

## 対象世帯

|                  |                                               |
|------------------|-----------------------------------------------|
| 要介護2~5までの<br>認定者 | 肢体不自由1級または2級<br>視覚障害1級または2級の<br>身体障害者手帳をお持ちの方 |
|------------------|-----------------------------------------------|

のみ(高校卒業までの児童除く)で構成され、ホームヘルパーを利用している世帯または、ごみ出しが困難な状況(環境政策課に相談)の世帯

## 申し込みから収集・運搬までの流れ



提出書類  
・利用申請書  
・承諾書  
・訪問介護を受けていることを証明する書類及び介護認定を受けていることを証する書類の写し  
・障害福祉サービス受給者証及び身体障害者手帳の写し

## 排出方法・収集頻度

自宅の敷地内に専用の蓋付容器を2個(燃やせるごみ用、燃やせるごみ以外用)設置し、収集日までにごみを容器へ入れてください。  
燃やせるごみ以外は津市のごみ分別区分に従って、分別をしてください。

申し込み・問い合わせ先 環境部環境政策課 電話:059-229-3258 FAX:059-229-3354

収集頻度  
燃やせるごみ  
週1回  
燃やせるごみ以外  
月1回

